令和5年度

事業計画書



高田島ヴィンヤードと大滝根山

社会福祉法人 川内村社会福祉協議会

目 次

•	令和5月年度川内村社会福祉協調	義会	事	業	i	画	書							
	基本方針	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
•	各事業部門計画書													
														_
	地域福祉事業部門	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	<u> </u>													0
	介護事業部門	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	地域気括本揺わいり							_	_	_	_	_	_	1 1
	地域包括支援センター	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1



令和5年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

本村でも、少子高齢、人口減少を背景に、家庭環境の変化、独居世帯、ひとり親世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなり、現状での社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じています。このような制度のはざまに陥った人や地域でこまっている人に対して支援をするのが社会福祉協議会の本旨であることから、一人も見逃さず支援体制を強化して取り組んでまいります。

社協の基本目標である「コミュニティの再生、再構築の推進」を推進させながら、 さらに「ひとり親世帯への支援」「介護・認知予防」の事業を、そして災害時の要支援 者への対応を、今回改定する地域防災計画に、要配慮者予防対策や災害時相互支援、 さらにボラセンの協定につても要望してありますので、災害時の支援体制も関係機関 と連携しながら、「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」をさらに推進いたします。

本村の人口は令和5年1月1日現在で2,366人、65歳以上の高齢者は1,086人で昨年度から3人減となっていますが、高齢化率は44.9%と1ポイント高くなっています。この内介護認定者は243人で介護認定率は22.3%と高い水準になっていますが、今後、高齢者が地域で生きがいや、役割を持ち、お互い支え上手、支えられ上手になって頂くための事業を検討し進めてまいります。

福祉事業を推進する社会福祉協議会として、民生児童委員、老人クラブはもとより 各関係機関・団体と連携・協力しながら地域福祉を推進するための計画といたします。 なお、事業所部門ごとの方針、計画は、それぞれ記載してあります。

《各事業部門計画書》

◇地域福祉事業部門◇

(1)情報が得やすく、誰もが相談しやすいしくみづくりを行います。

福祉サービスの提供や福祉活動が住民に身近なものとなるよう、福祉に関する有益な情報や住民が必要としている情報を収集・整理し、発信するしくみや相談体制を充実させていきます。また、支援を必要とする住民が身近なところで気軽に相談を受けられるように、相談できる機関や対応できる相談内容などについての情報を発信していきます。さらに、複雑・多様化するニーズや福祉課題に対応できるよう、各相談窓口の充実と、関係機関との連携強化に取り組むとともに、相談に関わる職員や民生児童委員の資質向上を図るため、研修体制を強化いたします。

(2)誰もが地域課題を「我が事」と捉え、活動しやすい環境づくりに取り組みます。 地域を支える活動を理解している住民の存在と、活動を継続していける環境が大切で す。そのため、地域課題を自分たちの課題と思えるような福祉教育、活動場所の確保 や活動に係る支援の情報など、活動に関する各種情報、活動を進めていける活動のリ ーダーの育成に努めていきます。

(3)支え合いと助け合いの地域づくりを推進していきます。

気軽に集まれる地域の居場所や交流の機会を広げていきます。また、社会福祉協議会で実施している地域交流サロンや福祉団体育成を通じて、小地域の見守りや声掛けによって支え合う、小地域ネットワーク活動を進めていきます。

(4) 一人ひとりに寄り添う支援体制づくりを行います。

各種福祉ニーズに対して、効果的な福祉サービスを提供していけるよう、公的な福祉 サービスの提供主体として、効果的・効率的なサービス提供に努めていきます。さら に認知症高齢者の増加も見込まれるため、判断能力が不十分な方への権利擁護事業の 周知と利用支援を進めていきます。

	項 目		主	な	実	施	内	容	実施時期等
1.	組織体制の強	(1)	法人運営	の根幹で	である理事	会・評議	員会・	監事会、	年3~4回
	化		評議員選	任•解任	E委員会の	開催			
			令和5年	度は、理	里事、監事	改選			
		(2)	各福祉団	体及び行	」 D D D D D D D 	(福祉・0	ቜ療・保	健)との連携	
			を密にす	る。(コ	ーディネ	ート業務)		
		(3)	人材育成	計画、研	肝修計画の	策定によ	にり、職	員の職場内研	
			修(OJT	-) や職!	易外研修	(Off-J7	「)参加	により資質の	毎月
			向上を図	る。					第1月曜日
		(4)情	青報共有の	つため職	員会議				
2.	財政基盤の確	(1)	社協の行	う地域福	a祉事業σ	多くは行	可政から	の委託、補助	
	立		で占めら	れている	3。行政力	らの財源	原のみな	らす独自財源	
			も厳しい	現状であ	5るが、社	協の性格	を踏まれ	えながら、「経	
			営的視点	」を持っ	った効率的	」な事務・	財政運	営を一層進め	
			ていく。						
		(2)	介護保険	サービス	(事業の健	全経営を	目指す。		
3.	地域福祉活動	(1)	心配ごと	相談事業	*				毎月1回
	の推進		心配ごと	相談所の	開設				第3水曜日
			村民の日	常生活」	この悩みこ	と、心配	ごと等の	の相談に応じ、	民生委員協
			適切な助	言、援助	かなどを行	·い福祉の)推進を[図る。	議会
		(2)	生活福祉	資金貸付	事業				村社協独自
			低所得者	が高齢	者、障害者	香の生活を	2経済的	に支えるとと	
			もに、そ	の在宅社	冨祉およて	が社会参加	10の促進	を図ることを	
			目的とし	た貸付	制度です。				
		(3)	生活援助	資金貸付	事業				県社協の受
			低所得世	帯、障な	がい者世帯	5、高齢者	が世帯に	対し、経済的	託
			自立と生	活の安気	官を目的に	民生委員	や社会	福祉協議会が	
			窓口とな	って資金	会の貸付を	行なう制	腹です。	o	
		(4)	日常生活	自立支援	(事業(あ	んしんせ	ポート	事業)	県社協の受
			ご自身で	何かを判	削断するこ	とに不致	えがある	高齢者や障が	託
			いのある	人が、対	也域で安心	いして生活	きが送れ	るよう、福祉	
			サービス	の利用書	F続きの接	動や代行	ī、それ	に伴う日常的	
			金銭管理	を行いま	きす。				
		(5)	生活困窮	者自立支	を援法によ	る事業			県社協と協
			県社協が	受託して	て実施され	、生活的	保護に至	る前の段階の	働
								施や住居確保	
			給付金の	支給その)他の支援	などが行	うわれ、 5	第2のセーフ	
					て情報提供	や支援調	整会議	への参画等積	
			極的にか	_					
		(6)	フードハ	ンク事業	¥ 				

地域において自立した生活が送れるように、生活困窮な ど生活上の困難に直面し、緊急的に食料を必要とする世 帯に食料支援をしています。

]	 頁 目	主	な	実	施	内	容		実施時期等	
3.	地域福祉活動	(6) 地域防災	活動事業							
	の推進	村の地域	村の地域防災計画に基づき、ボランティア受け入れ、民生							
		委員及び赤	十字奉仕[団活動を行	うう。					
		災害時、	要援護者	救出体制を	を行政と	連携して	て行う			
		(7) ひとり	親世帯支持	援事業						
		支援ニー	ズを把握	しながら、	. ニーズ	に沿った	た支援(支	援物		
		資等の配布	等)を行	う。行政の	と連携し	、ひとり	り親世帯同	士、		
		地域との交流	流の場を:	没ける。						
4.	在宅福祉サー	(1)福祉車両	貸出サー	ビス事業					申請随時	
	ビス事業の	社協独自	事業とし	て高齢者	• 障害者	• 知的	障害者であ	うって		
	推進	車イス使用	等でなけれ	れば移動な	が困難な	方への質	賞出。			
		(2) 外出支援	サービス	事業(村会	受託事業)			申請は村へ	
		村内尼	住者で自]動車運転	が不可	能、歩行	うが困難な	者で	随時	
		75歳以	上の世帯	や障がい	者等を対	象に、	居宅から村	内外	登録運転手	
		の医療機	関への通	院や村内	の公共施	設•商	業施設への	送迎	2名で対応	
		を行う。								
		村内の利	用は原則	1人月4	回までと	し料金	は無料。			
		村外は双	業郡、田7	村市、小雪	野町の医	療機関の	かみ送迎			
		(3)自立(軽度				·派遣事勢	業(村受託	事業)	申請随時	
		(4) 福祉用具	貸与事業	(緊急時	の貸与)				申請随時	
		車椅子								
		(5) 配食サー							毎週月・水曜日	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- •		の一人暮	15 L.	高齢者世帯	、障		
		害者等を			- / I I \					
	=	(6)緊急情報								
5.	老人•児童福					事務局				
	祉事業の推					-1- o All	5			
	進	児童・生				業へのほ	6万		# A=r	
		(3)ふれあい				- 			集会所	
		閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施							2か月1回	
		している事業に対し、協力・支援を行う。							7地区	
		(4)自主的サロ			ヽヱぃ宀‐	7)			()右04	
		(5)子育てサ[(6)京齢者のも				ヘノ			随時	
		(6)高齢者ふれ	1800 1父消	ルムの夫が	ㅂ				年1回	

項目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
6. 福祉団体活動	(1)民生委員協議会活動への協力 (事務局)	毎月定例会
の援助協力 	研修事業の実施や参加協力	
	県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (2) 母子寡婦福祉会に対する援助協力(事務局)	
	(3) 遺族会に対する援助協力(事務局)	
	(c) EbiCales 9 Characters (g-131-5)	
7. 日本赤十字社	(1) 日本赤十字社社資募集の推進 (民生委員協議会)	5月
事業の推進	(2) 赤十字奉仕団に対する援助協力(事務局)	
	(3) 災害時における救援物資等の支援、備蓄	
	(4) 救命救急法の実施	
		40.0
8. 共同募金事業	(1) 赤い羽根共同募金運動推進 (行政区長会)	10月
の推進	住民募金使途の明確化に努める。 (2)歳末たすけあい募金運動推進(婦人会)	12月
	(3) 歳末募金法人募金推進	12月
	(4)配分事業の実施、復興基金事業の実施	
	(5) ボランティア団体活動助成の補助	
	(C) /// C) / / C) (C) // (C) /	
9. ボランティア	(1) ボランティア活動の情報提供	
活動の推進	担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提	
	供、活動の紹介を行う。	
	(2) ボランティア活動研修会の参加	
	ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネー	-
	ター養成研修会等への積極的な参加を促す。	
	(3) 福祉教育事業	
	小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代	,
	の福祉活動への参加機会を提供する。	
	(4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進	<u>a</u>
	高齢者サロンへのボランティアや避難者・村内福祉活動ボランティア受けるわか推進、組織化への表現をする	\
	ランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。	

項目	主	な実	施	内	容	実施時期等
10. 生活支援相	<基本理念>					活動拠点を
談員の活動	被災者の私	富祉課題・生活	5課題の把握	を行い、	支援を要する	五社の杜サ
	人(要援助	計者) に対し、	寄り添って	個々の二・	ーズに応える	ポートセン
	支援(個別	別支援)を通り	ノてその自立	を促進す	るとともに、	ターとし、地
	住民同士(かつながり、国	かけ合いのカ	の支援(地域支援)を	域支援コー
	行う人たち	5を指します。	また、各集	会所におり	いて住民同士	ディネータ
	の情報交換	ぬや、生きがい	うべくり、日	々の生活	を送れるよう	-1名、生活
	サロン(タ	集い)・交流会	・レクレー	ション等を	を企画し後方	支援相談員
	支援を行う	ō.				3名を配置
	【活動内容】					し通年活動
	(1) 安否確	認等(健康状	態の確認、	生活上の問	問題点)	する。
	帰村住民	民でひとり暮ら	ろしや高齢者	世帯等住	民を訪問し、	
	安否等の	D確認をする。				
	(2)サロン3	で流会の開催				
	住民の憩	いの場、交流	で場、楽し	みの場と	してサポート	
	拠点等に	おいて、軽ス	パポーツ、カ	ラオケ、	手芸、お茶会	
	等を行い	、日々の生活	を楽しく、	また張り	合いのある生	
	活にする	ことを目的に	行う。			
	(3)独自事業	美の推進				
	高齢者の含	生きがいづく	りを推進する	5独自事業	(収穫祭、料	
	理教室、起		の開催。			
	(4)避難者は	也域支援コー	ディネーター	-配置		
	公営住宅団]地などの支援	の充実と地	域との良好	好な関係の構	
	築を促進す	るため、避難	抗・避難者	先社会福祉	祉協議会、関	
	係者、関係	機関などとの)連携・協働	に取り組ん	んでいます。	
	また、帰還	した住民の方	「々の生活実	態などの	情報発信など	
	も行います	0				

◇介護事業部門◇

「居宅介護・訪問介護・通所介護」

介護保険サービス事業については、これまでの介護事業を実施してきた実績や豊富な経験を活かしてさらなるサービスの資の向上を目指し、利用者ニーズに合ったサービス提供を行うことで、利用者の自己決定による自立支援、生活の質の向上に努めてまいりす。その介護保険サービス事業においては、3年に1度の介護報酬の改定が次年にあり、働き方改革など大きな確変が相次いで起こる年となるため、基本的な業務をこなすだけでなく、プラスアルファの業務改善やスキルアップがより重要性を増すことが予想されます。また、介護保険事業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、経営安定と慢性的な人材不足の解消には、職員の処遇改善に加えて運営上の更なる工夫が必要であり、社協の介護保険サービス事業を経営する意義を今いちど議論し、自律的な経営能力の向上を図ってまいります。

現在、多様化、深刻化、高齢化する住民の福祉課題・生活課題への対応を強化する ため、介護サービス事業の人材や財源、情報等の資源を社協全体として生かすことが 必要であり、社協らしい介護サービス事業の展開をはかっていくうえで、地域福祉と 介護サービスの一体的な展開がますます重要になります。社協の介護サービス事業全 体を住民主体の地域包括ケアシステムの構想のなかに位置付け、社協らしい介護サー ビス事業の展開をはかる必要があり、そのための具体的な推進方針として下記の点を 重点的に取り組みます。

- (1) 地域福祉と介護サービスの連携強化
- (2)日常生活圏域での個別的なケアの推進(地域福祉型福祉サービス)
- (3) 助け合い活動や生活支援サービスとの連動
- (4) 重度化、困難事例への関係機関と連携した対応の強化
- (5)介護経営の強化と地域福祉の拠点・機能の整理・整備

項	8	主		 実	施	内	容	実施時期等
1 居宅介	護支援事	(介護支援計	t画「ケァ	7プラン」)				常勤3名
業		<基本理念	\$ >					(内嘱託1名)
		安心して	こ健やかに	こ、その人	らしいE	3常生活だ	が送れるよう	
		に支援す	る。					
		① 介護	サービス	計画(ケブ	プラン)の作成		
		② 介護 業)	認定訪問	調査・介語	隻予防フ	プラン作成	(村受託事	
		.,.,	の資質向	上のための)勉強会	や研修参	ħΠ	
							門的スキル	
		を向	上。県ケ	アマネ協会	会へのク	· アマネ育	が 成への研修	
		スタ	ッフとし	ての派遣。				
		④ 保健	• 医療 • 〕	福祉機関と	この連携			
		地域包	括支援セ	ンターや	呆健、医	療機関、	保健福祉課	
		や介護	保険施設	と、居宅サ	ービス事	業所、他	居宅介護支	
		援事業	所との連	携に努め	適正な事	業実施を	図る。	
		認知症	E初期集中	ロケアチー	ム員とし	ノて対応		
		 <重点目標>	>					
		① これか	らも安心	いして住み	貫れた在	E宅での暑	暮らしができ	
		る介護	保険制度	に基づいる	こ支援体	制の強化	, i	
		②介護支				性を構築	Ę	
		3 関係機				– –		
2訪問介記	崔重業	④ 地域住 	民か安心	できる総合	11日談を	:行つ		 常勤1名
	_{まず未} ナービス)	 <基本理	念>					^{〒到}
				ち、住み	貫れた自	宅で自分	うらしい生活	
		が送れるよ	こうに努め	 ちる。				
		(1) 訪問介	灌井 上 ビ	フ 担併 - (-)	介護給た	+車森/		
							を提供する。	
		②介護予			- G - O	, ,,	CJÆIN 9 W.	
					常生活支	泛接総合 事	翼()にすべ	
		て移行	し要援護	者に対し	て必要な	·支援を行	う(訪問型)	
		登録へん	ルパーの	充実により)、サーヒ	ごス提供を	还効率的•効	
		果的に	提供する。	ように努め	うる 。			
		④ 職員の)資質向上	のための	勉強会な	研修参加	0、ミーティ	
				外部研修会	参加、E	自己啓発抗	爰助(SDS)	
		の実施	3					

項 目	主	な	実	施	内	容	実施時期等
2訪問介護事業	<重点目標	>					
(ヘルプサービス)	1 11/1	一が訪問	すること	で生活環境	竟が良くな	なり、利用者	
	の表情	が明るく	なるよう	なサービス	スを目指	します。	
	② ご利用	者・ご家	族と信頼	関係を築る	き、ご利用	君の求めて	
	いる生	活に近づ	き、日々」	良かったと	に思ってい	いただけるよ	
	うなサ	ービスを	目指しま	す。			
	③ 訪問介	護のサー	·ビスに留	まらず、他	中の関係機	機関と連携し	
	安心し	て在宅で	生活でき	るように	支援しま [*]	す。	
	④ 業務の	質の向上	と迅速な	対応に努め	かます。		
3 通所介護事	〈基本理念	>					職員4名
(ディサービス)						健やかに自	臨時10名
				を提供しま			
				(介護給付			
	, , , , ,			2良いサー		ŧ	
				(予防給付			
				へのサービ			
					業(通所	型)へ移行	
	④ アクラ					7 05.1	
						国々の能力に	
	_			かの活性化		\ _	
				かの勉強会			
			, OJ 1 39	外部研修艺	云 参加、 算	資格取得支援	
	の実施		トフみかみ	今の間度	(年日)		
				会の開催) 主仏細か	
				洞笛寺のき	き他により	り、きめ細か	
	く重点目標	アを実施。 <					
			\た善ま	台上	- 赤八, 白元	エした生活を	
		たします		ノ、日ビノノに		LUICEIDZ	
				うに環境つ	くりを行	います	
						いなす。 「介護の質」	
		上に努める		2007, Q 17	エニロの		
	_			1710 白寸	で接の地	進を行って	
	参りま		- AZI/5 CI	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	2.70	ハシロ					

◇地域包括支援センター◇

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活 を人生の最後まで継続していくことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活 支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて活動してまいります。

重点的取り組み

- ① 認知症になっても安心して暮らすことができる地域社会づくり 各地区や各種団体を対象に、認知症サポーター養成講座開催を積極的に働きかけると共に、おれんじカフェの開催地区を増やし、認知症の方やその家族への理解や 地域での見守り・声かけの重要性についての理解者を増やします。
- ② 複合的・重層的な課題を抱える方への対応 年々、増加する、複合的・重層的な課題を抱える方に対して、地域ケア(個別) 会議や医療介護連携会議等を積極的に開催し、他機関・多職種共働によるチームで の継続的な支援を行います。
- ③ 生活支援体制整備の構築

村内の日常的な支え合いの事例を振り返り、見える化し、高齢者が住み続けたい 川内村であるためにどうしたらよいかを、住民と一緒に考えながら、地域にあった 生活支援サービスを構築していきます。

④ 有事における独居・高齢世帯への支援体制の構築

今後も予想される自然災害等に備え、独居・高齢世帯等の見守りや緊急時の支援、 災害時避難行動要支援者への個別支援について、関係機関・関係団体と連携しなが ら、対応を検討していきます。

項目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 包括的支援	① 総合相談支援業務:戸別訪問をとおして、高齢者の健	職員
事業	康や生活の状況を把握し、課題やニーズの早期発見・	常勤3名
	対応に努め、関係機関と連携しながら支援を行う。	
	② 権利擁護業務:成年後見制度の活用促進や高齢者虐	
	待・消費者被害への対応など、高齢者の権利擁護に必	
	要な支援を行う。	
	③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務:高齢者が暮ら	
	しやすい地域づくりのために、医療・行政などの関係	
	機関との連携体制づくりを進める。また、地域のケア	
	マネージャーが円滑に仕事をできるよう助言や支援を	
	行い、質の高いサービスの提供に努める。 	
 2介護予防ケア	 ① 介護予防の相談、介護予防事業への支援、介護予防サ	
マネジメント・指	ービス利用の調整を行う。	
定介護予防支援		
事業		
3地域包括ケア	① 地域ケア会議の開催・開催支援:多職種協働による「個	
システムの推進	別ケア会議」の開催。行政主催の「自立支援型地域ケ	
	ア会議」や「地域推進ケア会議」開催を支援する。	
	② 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の充実:	
	生活機能低下や閉じこもり等支援を要する高齢者等を	
	把握し、介護予防活動につなぐ。また「いきいきサロ	
	ン」等介護予防活動を支援するとともに、介護予防に	
	関する知識の普及啓発活動を行う。	
	③ 生活支援体制の整備:生活支援コーディネーターを中	
	心に、高齢者の地域での生活を支えるために、多様な	
	生活支援体制の構築に向けた取り組みを行政と連携し	
	て行う。	
	④ 在宅医療・介護連携の推進:医療と介護の両方を必要 とする 京殿者が安心して生活できるよう。 地域の医療	
	とする高齢者が安心して生活できるよう、地域の医療 機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。	
	機関や関係機関等の連携体制の構築を推進する。 ⑤ 認知症対策:認知症サポーター養成講座を開催し、認	
	知症や地域の見守りの重要性についての理解者を増や	
	すと共に、認知症の方やその家族・地域住民が集える	
	おれんじカフェを開催する。	
	相談窓口の周知を行い、認知症の早期発見及び家族へ	
	の支援を行う。	